

建設業の労災上乘せプラン

業務災害総合保険(ハイパー任意労災)



(業務災害補償特約・休業補償保険金支払特約・使用者賠償責任補償特約・事業主相談費用等補償特約・がん通院治療費用支援特約(拡張型)・疾病入院補償特約(疾病入院医療費用保険金、疾病先進医療等費用保険金)・所得補償保険金支払特約 等セット)

ハイパー任意労災の7つの特長!

1

労災認定を待たずに、保険金を貴社にお支払いします。
受けとられた保険金は、その全額を貴社から従業員やそのご遺族にお支払いいただきます。

(注) 労災認定が必要な補償や、代替の人材採用などの会社費用に充当できる補償もあります。

2

事業主・役員・従業員はもちろん、パート・アルバイト、**下請全員を補償の対象**にすることができます。

労災の特別加入制度に未加入の**一人親方**および事業主も補償の対象となります。

3

死亡・後遺障害はもちろん**休業**や**治療費用**も補償します。
業務に従事中または通勤途上に生じた日射病および熱射病も補償します。

従業員・下請の事業主・下請作業員・一人親方などが現場などでケガをした場合や、就業不能となった場合の休業、実際に負担した治療費用を補償します。

長期にわたる働けない期間の所得補償もセットすることができます!

※免責期間があります。

(注)「補償対象者の範囲」「保険金のお支払い」については裏面をご覧ください。

4

高額化する労災訴訟への備えとして、
最高5億円(注)までの**損害賠償責任**に対応!!
下請企業が負う損害賠償責任についても補償します。

※損害賠償保険金の支払いにあたっては、労災保険の請求結果が必要です。

(注) 事業内容によっては引受限度額が1災害最高3億円になります。

5

労務トラブル発生時に、訴訟問題に発展させないよう**弁護士に相談する費用**を補償します。

(注) あらかじめ弊社の同意を得て貴社が弁護士に支払った費用に限ります。

ただし、使用者賠償責任補償特約で支払うべき費用に対しては保険金をお支払いしません。

弁護士による法律相談ホットラインサービスもご利用いただけます。

6

経営事項審査(労働福祉の状況:W1)で**15ポイント加点**されます。

※加点のための要件を満たすご契約内容が必要です。(2023年7月現在)

7

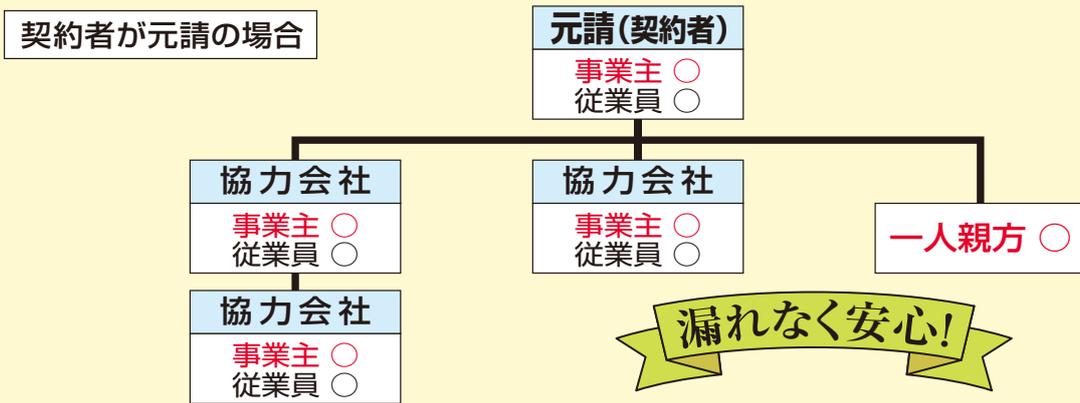
病気入院やがんの通院治療による公的医療保険制度の一部負担金*、
先進医療などの費用、差額ベッド代など
実際に負担した治療費用を補償します。

※健康保険の高額療養費、付加給付を差し引いた額をお支払いします。

(注) 保険期間が始まる前または補償対象者となる前(入社前など)に既に発病していた病気は補償の対象とはなりません。

「補償対象者の範囲」「保険金のお支払い」については裏面をご覧ください。

◆建設業向け労災上乘せプランの補償範囲



(注) 病気・所得を補償する特約については、契約者の事業主、**常勤※**の法人役員、社員、**常勤※**のパート・アルバイトの方が対象となります。なお、所得を補償する特約は、保険期間の開始日時点で満75歳以上の方は対象とはなりません。「病気を補償する特約」の保険金は病気を被った従業員ご本人に、「所得を補償する特約」の保険金は就業不能になった従業員ご本人に直接お支払いします。

※ **常勤**とは、ケガまたは病気を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合があります。

《ご契約いただいた例》

大手ゼネコンの下請会社 A社の場合

課題

●元請から労災上乘せ加入の指導を受けている。

補償内容	従業員などの補償	ケガの補償	死亡補償保険金	1,500万円
			後遺障害補償保険金(1~14級)	障害等級に応じて 1,500万円~60万円
			医療費用補償保険金	1事故につき 100万円限度
			差額ベッド代	(3万円×入院日数)限度
		休業補償保険金	1日につき 5,000円(60日限度)	
		病気の補償	疾病入院医療費用保険金	1回の入院につき 100万円限度
			差額ベッド代	(3万円×入院日数)限度
	疾病先進医療等費用保険金		1回の療養につき 100万円限度	
	所得の補償	がん通院医療費用保険金	1回の支払対象期間につき 300万円限度	
		がん先進医療等費用保険金	1回の支払対象期間につき 500万円限度	
		所得補償保険金	月額 10万円(免責期間60日・支払対象期間2年)	
	業務災害に関する企業の賠償責任などの補償	使用者賠償責任補償保険金	1名/1災害 3億円限度	
		事業主相談費用等補償保険金	1災害につき 100万円限度	

- このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧いただくか、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

お問い合わせ・お申し込みは

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

AIG損保は 貴社の健康経営[®]を応援します!

人材の採用競争力・定着率の強化にお役立てください。

健康経営サポートプログラム

健康経営優良法人(中小規模法人部門)の認定項目を満たす各種ツール・サービスをご用意しています。

1 健康経営度チェック

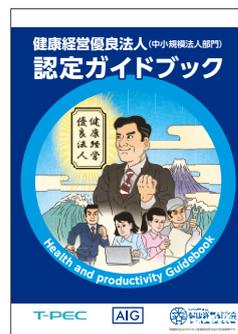
全国の同規模・同業種の健康経営に関する取り組み状況と自社の位置づけを、全5つの設問に回答することで診断、状況を把握いただくことができます。

2 健康経営認定サポート(現状診断)

健康経営優良法人(中小規模法人部門)認定取得に向けて必要な項目を洗い出すためのツールで、認定項目に対するAIG損保のソリューションについても、一覧で確認いただくことができます。

3 健康経営認定ガイドブック **おすすめ!**

健康経営優良法人(中小規模法人部門)認定取得に向けた具体的な取り組み方法をご案内します。



健康経営
認定
のための



ハイパー + plus Baton(プラスバトン)

plus Batonは無料でご利用いただける健康サービスを集約したWebサイトです。健康経営の実践、企業防衛の観点による従業員の健康リスク対策にお役立てください。

チャットによる健康相談機能

カウンセリングのWeb申込み機能

健康情報の配信/ツールのダウンロード機能



健康経営
実践
のための

健康経営[®]は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。AIG損保は、NPO法人健康経営研究会の賛助会員です。

健康経営優良法人の認定要件(一部)とリンクした健康経営サポートプログラム

評価項目			AIG損保が提供するサポート・サービス一覧	
経営理念・方針		健康宣言の社内外への発信・ 経営者自身の健診受診	・健康宣言の実施方法ご案内 ・健康宣言の雛型ご提供	
制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題に基づいた具体的な目標の設定	・計画作成シートのご提供	
		健診・検診等の活用・推進	①従業員の健康診断の実施(受診率実質100%)	・受診勧奨チラシのご提供
			②受診勧奨の取り組み	・二次検診機関の手配サービス ・受診勧奨チラシのご提供
	③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施		・ストレスチェックサービス	
	健康経営の実践に向けた土台づくり	ヘルスリテラシーの向上	④管理職・従業員への教育	・健康をテーマとした情報提供サービス
		仕事と治療の両立支援	⑦私病等に関する復職・両立支援の取り組み(③以外)	・がん治療と仕事の両立支援サービス
	従業員の心と身体の健康づくりに関する具体的対策	具体的な健康保持・増進施策	⑩運動機会の増進に向けた取り組み	・運動機能チェック
			⑪女性の健康保持・増進に向けた取り組み	・女性のための24時間健康相談サービス
			⑬メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み	・メンタルケアカウンセリングサービス
		喫煙対策	⑮喫煙率低下に向けた取り組み	・教育コンテンツ提供サービス

※経済産業省「健康経営優良法人2024(中小規模法人部門)認定申請書」を引用しています。

ハイパー + plus Baton(プラスバトン)でできること

電話による健康相談に加えて、チャットによる健康相談、セカンドオピニオンのWeb予約申込みなど、各種ヘルスケアサポートをオンラインからご利用いただけます。

また、経営者・人事担当者の方に役立つ健康経営情報も配信しています。

チャットで健康相談

健康や医療、介護、育児などに関するお悩み・ご質問に看護師などの相談スタッフがチャットで回答いたします。



カウンセリングのWeb申込み

セカンドオピニオンやメンタルケアカウンセリングの申込みをWebでも行っていただくことができます。

健康情報の配信/ツールのダウンロード

plus Batonでは、従業員向けに毎月健康をテーマとしたお役立ち情報を配信するほか、健康経営に役立つツール類もダウンロードいただくことができます。

(注1)本サービスは、ご契約の内容が次のいずれかの場合にご利用いただけます。

- ・疾病入院医療費用保険金および疾病先進医療等費用保険金セット
- ・疾病入院医療保険金を5,000円以上セット
- ・所得補償保険金をセット(総合事業者保険(業務災害)にはありません。)

(注2)本サービスは、ティーパック株式会社に委託してご提供します。サービスは今後予告なく変更または中止する場合があります。

(注3)ご利用には別途通信料がかかります。お客さまのご負担となります。

- このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧ください。取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

お問い合わせ・お申し込みは

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



<https://www.aig.co.jp/sonpo>